

食育通信～職場で食場環境を考えよう～

Vol.13

平成27年6月17日

～保育園給食の基本的な考え方（保育幼稚園課）～

保育幼稚園課では、市内公立保育園1,000人弱の園児と職員に給食を提供しています。給食関係者や保育士は、子ども達が心も体も健やかに育つように以下の点に気を付けて給食を考えています。

●薄味で味わう！

子ども達のとても敏感な味覚を大切に薄味で、食材本来の味を味わえるような献立を心がけています。

●美味しく楽しく！

子ども達が食べやすいように美味しく調理し、行事に合った見た目にしたたり、子ども達がカレー・いも汁・ケーキ作り等をしたたりしながら美味しく楽しい給食の時間を作っています。

●繰り返して思い出の味に！

保育園の給食は、基本的に2週間のサイクルメニューとして考えています。これはベーシックな献立を「食べ慣れる」ことで食事への抵抗を減らすことを目的にしています。

子ども達のケーキ作りの様子と行事食



みなさんの「思い出の味」は誰と食べた、どんな料理ですか？

保育園の子ども達は毎日お昼とおやつを保育園で食べているので、「保育園の給食」が子ども達にとって記憶に残る思い出の味になってほしいと願っています。

この記事をお読みの皆さんにも思い出の味があると思います。いつ食べても変わらない家庭の味や、仲間や家族とたくさん笑いながらお腹いっぱい食べたあの思い出の味。

食事は毎日やってくる義務のようなものですが、口で味わい、取り込んだ栄養素は身体を作り、体調を整え、身体を動かすエネルギーとなり…人を良くすると書くのが食です。

忙しくて食事を飲むように摂る時もありますが、今日はこの記事を読んだ！ということで大事な人とゆったり美味しいご飯を食べてみませんか？


食品表示制度が大きく変わります

～機能が表示されている食品の違いを知ろう(福祉保健センター)～

みなさんは食品を購入するとき、その食品に書かれている表示を見ることはありますか？

平成27年4月1日から「食品表示法」が施行となり、新たに「機能性表示食品」という商品が6月頃から店頭に並び始めます。

この「機能性表示食品」と以前からある「特定保健用食品（トクホ）」「栄養機能食品」とはいったい何が違うのでしょうか？

| 名称 | NEW 機能性表示食品 | 特定保健用食品(トクホ) | 栄養機能食品 |
|-----------|---|--|--|
| 特徴 | 事業者の責任において機能性を表示した食品。 | 国が商品ごとに科学的根拠を審査し、健康の増進に役立つことが認められた食品。 | 一日に必要な栄養成分（ビタミン・ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品。 |
| 消費者庁長官の許可 | なし ※販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報を消費者庁に届ける必要あり | あり ※表示されている効果や安全性について国の審査が必要。商品ごとに許可  | なし ※科学的根拠が確認されている栄養成分が一定の基準量で含まれており、国の規格基準に適合している。 表現方法についても、国が定めた表現によって機能性を表示する |

※消費者庁 HP 「機能性表示食品」って何?』より参照

消費者庁 HP 食品表示 : <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

「機能性表示食品」も「特定保健用食品（トクホ）」も「栄養機能食品」もすべて食品であり、医薬品ではありません。

また、新たな表示である「機能性表示食品」については、**国が安全性と機能性の審査を行っているものではないため**、その商品についての情報を調べたいときには、**自ら消費者庁のウェブサイトを確認**する必要があります。

「保健機能食品」を選ぶ際にはきちんと商品の表示をみて、

自分で考え、上手に利用しよう！

☆☆☆☆☆「**戸田市食育推進情報局**」にぜひ遊びにきてください☆☆☆☆☆

福祉保健センターで行っている食育活動の取り組みや食育に関する教室等をPRするページを開設中です。

戸田市食育推進情報局<http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/236/health-shokuikujo.html>